

日本債権回収の実務

日本債権回収実務

2023年2月1日

第一東京弁護士会

総合法律研究所 中国法部会長

弁護士 石黒安規

第一 事案の紹介

大連の中国企業は、東京の日本企業に商品を売却した。総額は1000万円である（50万人民元程度）。

当該中国企業は、中国の弁護士の通知書により、当該日本企業に対し、数度支払うことを催告した。しかし、日本企業が支払うことはなかった。契約書上には仲裁の条項はない。

第一 案例介绍

大连一家中国企业卖给东京一家日本企业一些商品。总金额是1000万日元（折合人民币约为50万）。

该中国企业通过中国的律师发了几次函，催促该日本企业付钱。但是该日本企业一直没有付款。合同书里没有仲裁的条款。

第二 当該中国企業は、中国で当該日本企業を提訴すべきか

結論 当該中国企業が中国で当該日本企業を提訴することに意味はない。

理由 中国で出された判決は日本で執行することができない。

この問題に関して、1995年6月26日に最高人民法院が公表した解釈によると、日本の裁判所が出した判決を中国で執行することは認められない。しかも、2003年4月9日の日本の大阪高等裁判所の判決も、中国の裁判所が出した判決を日本で執行することを認めなかった。

したがって、法律実務上、中日両国間においては、一方の裁判所の判決は、他方の国において執行することができない。

中国の裁判所の判決は日本で効力がないので、当該中国企業は東京で当該日本企業を提訴することを計画している。

第二 该中国企业在中国是否有必要起诉该日本企业

结论：该中国企业在中国起诉该日本企业没有意义。

理由：中国法院做出的判决在日本不能执行。

关于这个问题，根据1995年6月26日发表的中国最高人民法院的司法解释，不承认日本法院做出的判决在中国执行。且2003年4月9日日本大阪高等裁判所的判决也不承认中国法院做出的判决在日本执行。

所以法律实务上，中日两国之间，一方法院的判决不能在另一方的国家执行。

因为中国法院的判决在日本没有效力，所以该中国企业计划在东京起诉该日本企业。

第三 民事保全

- 一 民事保全の種類：不動産差押、動産差押及び債権差押

第三 民事保全

- 一 民事保全の種類：不動産差押、動産差押和債権差押。

日本で提訴する前に、まず民事保全を検討しなければならない。日本には民事保全法がある。民事保全法は、不動産差押、動産差押及び債権差押を規定している。

在日本起诉前，应该先考虑民事保全。日本有民事保全法。民事保全法规定可以进行不动产差押、动产差押和债权差押。

実際に、不動産を所有している日本の中小企業は多くない。動産の差押えには執行官の費用と動産の管理費用が必要である。よって、仮に中国企業が日本企業の銀行口座または銀行支店名を知っているのであれば、当該企業の口座内にある預金について債権差押を申し立てることができる。または、当該日本企業がその他の会社に対して債権を有していることを知っている場合にも、債権差押を申し立てることができる。したがって、上記の状況下においては、債権差押が最も簡便な方法である。

实际上，持有不动产的日本中小企业不多。扣押动产需要负担执行官费用和动产管理费用。所以，如果中国企业知道日本企业的银行账户或者银行支店名称就可以申请对该企业账户中的存款进行债权扣

押。或者，如果知道该日本企业对其他企业的债权，也可以申请债权扣押。所以上述情况下，债权扣押为最简便的方法。

以下では、債権差押を例に民事保全について説明をする。

下面以债权扣押为例对民事保全进行说明。

二 民事保全の過程：①申立資料の準備→②申立→③裁判官面接→④裁判官による債権差押の保証金の決定→⑤申立人による保証金の納付→⑥裁判所による銀行等の第三者へ決定書を郵送→⑦裁判所による当該日本企業へ決定書を郵送

二 民事保全的过程：①准备申请资料→②提出申请→③接受法官的面试→④法官决定扣押债权保证金的金额→⑤申请人交纳保证金→⑥法院将决定书寄给银行等第三方→⑦法院将决定书寄给该日本企业

契約書等の証拠が十分であれば、直ちに民事保全を申し立てることができる。申立日に裁判官の面接を受けることができる。裁判官が申立を認める場合には、その場で債権差押の保証金の金額を決定する。訴訟で勝訴した場合には、保証金は返還される。当該申立てが虚偽の場合には、保証金は相手方に帰属する。保証金の金額は債権額の100分の20または30程度である（本案件では10万または15万人民元である）。

合同书等证据充足的话，就可以立刻申请民事保全。申请的当天就可以接受法官的面试。如果法官承认该申请，就会当场决定债权扣押保证金的金额。如果最后胜诉的话，保证金将予以返还。如果该申请存在虚假，保证金归对方所有。保证金的金额大概为债权金额的百分之二十或三十（本案例中为 10 万或 15 万人民币）。

保証金の金額が多少大きいため、民事保全を望まない企業も多い。

因保证金的金额比较大，不愿申请民事保全的企业也较多。

保証金を納付した日に、民事保全の決定書を取得することができる。

交纳保证金的当天就可以拿到民事保全决定书。

裁判所は、決定書を銀行等の第三者に郵送する。決定書を受領した銀行は当該日本企業の口座を凍結する。これは民事保全の効力である。しかし、当該中国企業が銀行等の第三者から金員を得るためには、さらに訴訟と勝訴後の強制執行を経る必要がある。この民事保全の法律効果は暫定的であるので、民事保全の効力は口座の凍結に限られる。裁判所は、第三者が決定書を受領した後、決定書を当該日本企業に郵送する。なぜなら民事保全の過程は当該日本企業に対して秘密にしておかなければならないからである。

法院先将决定书寄给银行等第三方。收到决定书的银行会冻结该

日本企业的账户。这就是民事保全的法律效力。但是该中国企业若想从银行拿到该款项，还需要通过诉讼和胜诉后的强制执行。因为民事保全的法律效力是暂时的，所以民事保全的效力只限于冻结账户。法院在确定第三方（银行等）收到决定书之后，法院才会将决定书寄给该日本企业。因为办理民事保全的过程需要对该日本企业保密。

第四 民事訴訟法

- 一 必要書類：訴状、証拠の写し及び手続費用

第四 民事訴訟法

- 一 所需資料：訴状和证据的复印件以及手续费。

民事保全の後、民事訴訟の過程に入る（民事訴訟に直接入ることも可能である）。提訴時には、裁判所に訴状と証拠の写し、及び手続費用を交付することが必要となる。

依頼人から委任を受けた弁護士は訴訟の際に委任状を提出することが必要となる。

民事保全之后进入民事诉讼程序（也可以直接进入民事诉讼）。起诉时需要向法院提交诉状和证据的复印件，以及手续费。

受委托的律师替委托人起诉时需要提供诉讼委任状。

二 第1回法廷

裁判所は、訴状の内容に問題がないと確認した後（確認過程は約1週間である）、裁判所は、被告（当該日本企業）に訴状の写しと証拠の写しを送付し、同時に約1か月後の第1回開廷日を定める。

原告と被告は、弁護士に委託している場合には、自身は出席する必要がない。

二 第一次开庭

法院在确认诉状的内容没有问题之后（确认过程大概一个星期左右），法院会寄给被告（该日本企业）诉状的复印件和证据的复印件，同时决定第一次开庭的日期，大概一个月以后。

原告或被告如果委托律师，则无需本人出庭。

第1回開廷において、原告（当該中国企業）は、訴状を陳述する（日本では、一言述べるだけで、朗読は不要である）。第1回開廷日は、裁判所と原告が協議して決めるので、被告（当該日本企業）の日程に合致しない可能性もある。よって、被告は第1回法廷に参加しなくともよい。しかし、被告は第1回開廷前に、答弁書を提出する必要がある、第2回開廷までに、被告は、詳細な書面と証拠の写しを提出する必要がある。

第一次开庭，原告（该中国企业）陈述诉状（在日本，只需要说一句，无须朗读）。第一次开庭的日期是由法院和原告商量决定，所以有可能不符合被告（该日本企业）的日程安排。所以被告可以不参加第一次开庭。但是，到第一次开庭前，被告必须提交答辩书，而且必须

参加第二次开庭。到第二次开庭为止，被告必须提交详细的书面资料和证据复印件。

开庭の際は、裁判所が原告と被告が提出した証拠の写しが本物と同じであるか確認する。よって、开庭の際は、原告と被告は、証拠の原本を持ってこなければならない。

开庭的时候，法院会检查原告和被告提交的证据复印件是否和证据的原本相符。所以开庭的时候，原告和被告必须携带证据的原件。

三 和解

訴訟の過程において、仮に被告が原告の主張を認めるのであれば、裁判官は和解協議を求める。例えば、被告が支払うべき金額や期限等について。

三 调解

在诉讼程序上，若被告承认原告的主张，法官会主张调解，然后进入调解程序。比如，被告付款的金额和日期等。

仮に、被告が、原告の主張を認めず、和解協議ができない場合には、十分な証拠により判決をするため、裁判所は、書面の証拠だけで判決をすることができないと判断した場合には、原告または被告が証人の出廷を申請することを認める。

若被告坚决否认原告的主张，无法进入调解程序时，为了能够以足够的证据进行判决，法院认为只凭书面证据不能做出判决的话，允许原告或被告申请证人出庭。

四 証拠調べと判決

このような過程において、仮に被告が原告の主張を認め、双方が和解を受け入れる場合には、訴訟は6カ月程度かかる。仮に被告が原告の主張を認めず、判決となった場合には、1年以上かかる。

四 作証和判決

在这样的程序下，若被告承认原告的主张，双方接受调解，诉讼则一共需要六个月左右。若被告否认原告的主张，到判决下来，则一共需要一年多。

五 上訴

原告または被告が判決の結果に不服の場合には、上訴することができる。しかし、上訴の期間は判決の日から2週間以内である。上訴の後、高等裁判所で上訴の審理が行われる。上訴人または被上訴人が高等裁判所の判決に不服の場合には、最高裁判所に上告することができる。しかし、最高裁判所は憲法上及び法律上の問題のみ受付をする。第二審が認定した事実に基づいて、最高裁判所は審理を行う。原告と被告は、第二審が認定した事実を変更することができない。

五 上诉

原告或被告若对判决结果不服，可以上诉。但是上诉期限为判决之日起两个星期内。上诉之后，在高等裁判所开始上诉审。上诉人或被上诉人若对高等裁判所的判决不服，可以向最高裁判所上告。但是最高裁判所只能接受和处理宪法上和法律上的问题。根据第二审认定的事实，由最高裁判所进行审理。原告和被告不能推翻第二审认定的事实。

第五 判決後

一 差押

日本には民事執行法がある。民事執行法は、不動産差押、動産差押及び債権差押えを規定している。申立人は、既に判決文を得ているので、保証金を支払う必要はない。例えば、債権差押に基づき、銀行の口座を差し押さえた後、申立人は、銀行から直接金員を取得することができる。

不動産差押に基づき、不動産を差し押さえた後、裁判所は競売の手続を開始する。

第五 判決后

一 扣押

日本有民事執行法。民事執行法規定可以进行不动产扣押、动产扣押和债权扣押。因为申请人已经有判决书，所以申请人不用支付保证金。例如，基于债权扣押，扣押银行存款之后，申请人可以从银行直接提款。

基于不动产扣押，扣押不动产之后，法院会开始着手进行拍卖。

二 財産開示手続

判決文に基づき、債権者は、裁判所に対して、財産開示手続を申し立てることができる。財産開示手続の際に、債権者は、債務者に対して、財産の開示を求めることができる。

二 财产开示手续

根据判决书，债权人能向法院申请财产开示手续，债权者在办理财产开示手续之际，债权人可以向债务人要求开示他的财产。

三 破産申立

判決文に基づき、債権者は、裁判所に対して、債務者の破産を申し立てることができる。裁判所は、破産を決定する場合には、破産管財人を任命する。破産管財人は、破産者の資産を現金化し、債権者に配当する。

三 申请破产

根据判决书，债权人可以向法院申请债务者的破产。法院决定其破产时，法院任命破产管财人。破产管财人把破产人的资产变现，然后分配给债权人。

以上